

**第1回鳥取県鳥インフルエンザ対策チーム会議
及び兵庫県における高病原性鳥インフルエンザ
発生に伴う庁内連絡会議**

**日時：令和3年11月17日（水）
午後4時45分～**

場所：第4応接室

出席：知事

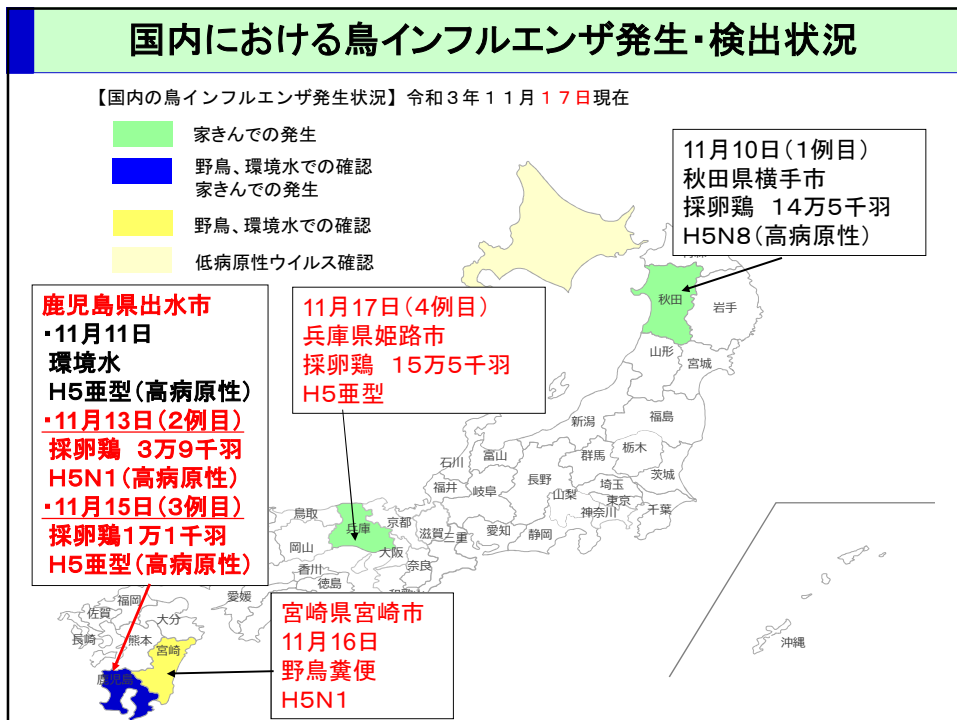
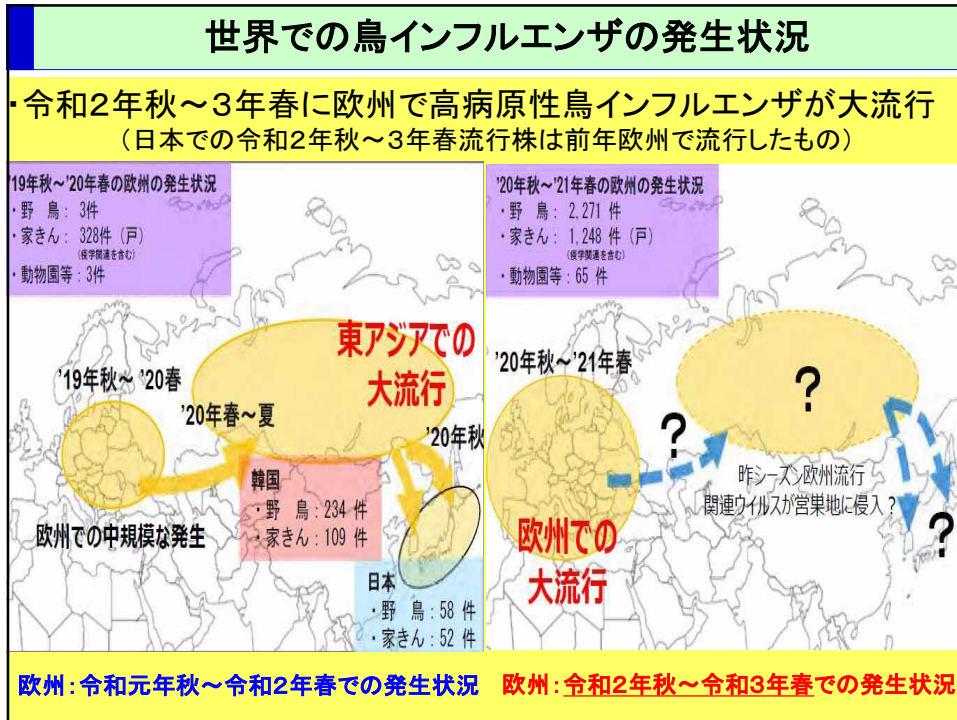
**鳥インフルエンザ対策チーム
（副知事、農林水産部、生活環境部）
危機管理局、鳥取大学**

1

会議内容

- 1 知事挨拶
- 2 鳥インフルエンザの発生状況（世界、国内）
- 3 兵庫県の発生事例と対応
- 4 鳥インフルエンザ対策チームの立ち上げについて
- 5 県独自対策の実施について
- 6 鳥取大学山口先生コメント
- 7 チーム長挨拶

2



国内の鳥インフルエンザ発生状況(家きん)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日(※)	血清亜型
1	秋田県横手市	採卵鶏	11月10日	144,539羽	(11月12日)	H5N8
2	鹿児島県出水市	採卵鶏	11月13日	39,000羽	(11月14日)	H5N1
3	鹿児島県出水市	採卵鶏	11月15日	11,000羽	(11月15日)	H5N8
4	兵庫県姫路市	採卵鶏	11月17日	155,000羽	作業中	H5

※(殺処分完了日)

国内の鳥インフルエンザ発生状況(野鳥等)

	発生地	材料	採材日	確定日	血清亜型
1	鹿児島県出水市	環境水	11月8日	11月11日	H5
2	宮崎県宮崎市	野鳥の糞便	11月9日	11月16日	H5N1

鹿児島県の鳥インフルエンザ発生概要

	1例目(国内2例目)	2例目(国内3例目)
所在地	鹿児島県 出水市 平和町	鹿児島県 出水市 高尾野
飼養状況	採卵鶏 3万9千羽	採卵鶏 1万1千羽
経緯	11/12 鶏がまとまって死亡との通報を受け農場に立入検査 11/13 国の遺伝子検査により疑似患畜であることを確認(H5N1)	11/14 ・1例目から2.5km離れた農場 ・発生状況検査で死亡鶏5羽、衰弱鶏2羽を簡易検査 (死亡鶏5羽中2羽で簡易検査陽性) 11/15 国の遺伝子検査により疑似患畜であることを確認(H5N8)
鹿児島県の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当該農場の飼養家きんの殺処分(11/14完了)及び埋却 ・移動制限 半径3km以内の区域(23農場 91万1千羽) ・搬出制限 半径3~10kmの区域(96農場 461万羽) ・制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施 ・主要道路に消毒ポイントを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ・移動制限 半径3km以内の区域(25農場) ・搬出制限 半径3~10kmの区域(93農場) ・制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施 ・主要道路に消毒ポイントを設置

兵庫県の鳥インフルエンザ(国内4例目)発生概要

1 農場の概要

農場所在地:兵庫県姫路市

飼養状況 :採卵鶏15万5千羽

2 経緯

- ・11月16日(火)16時に農場から死亡数増の通報
- ・17時に姫路家畜保健衛生所が立入検査を開始
- ・19時25分に簡易検査で陽性を確認
- ・11月17日(水)午前9時に疑似患畜確定

3 兵庫県の対応

- ・兵庫県鳥インフルエンザ連絡会議の開催
- ・疑似患畜確定まで、農場への立入禁止、鶏卵の出荷自粛要請し、確定後、速やかに殺処分等の防疫措置を開始
- ・農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、10km以内の区域について搬出制限区域の設定

7

国の対応

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催(11/17)
- 2 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
- 3 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣
- 4 兵庫県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じて、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣
- 5 「疫学調査チーム」を派遣
- 6 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 7 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

8

鳥インフルエンザ対策のための体制強化

◎全庁横断チームを立ち上げ(11月17日)

高病原性鳥インフルエンザウイルスを農場に侵入させないため、予防対策、サーベイランス強化!

鳥インフルエンザ対策チーム

【構成】 副知事(チーム長)、農林水産部、生活環境部【事務局】 畜産振興局

◎県独自対策をスタート 400万円予備費執行→消石灰等緊急配布

県鳥インフルエンザマニュアルを改正し、消毒、点検による県内養鶏場への侵入防止対策と野鳥の監視体制強化を徹底!

県内養鶏場の消毒強化	消石灰等を随時配布し、ウイルスの侵入防止強化
県内養鶏場の点検強化	毎月全戸点検、検査、異常の報告の徹底
新たな野鳥サーベイランスレベルの設定	県独自のサーベイランスレベルを設定して鳥インフルエンザの県内侵入をチェック

<県独自のサーベイランスレベル>

環境省のサーベイランス		鳥取県のサーベイランス(監視強化)		
実施項目	サーベイランス内容	実施する条件	サーベイランス内容	監視地点数
(1)死亡野鳥等調査 発生状況により対応をレベル設定	レベル1 通常時 国内発生時 (発生時)	野鳥監視ステージ1 (流行期:11月~4月)	野鳥監視(週1日)	最大 35地点
	レベル2 国内感染発生時		糞便・水検査(月1回)	
	レベル3 国内感染発生時		野鳥監視の対象範囲拡大(週2日)	最大 68地点
(2)環境試料等調査 (養鶏密集地帯や野鳥 複数感染地限定)	環境試料(水など)の検査	野鳥監視ステージ2 (国内で野鳥感染確認時)	野鳥監視(重点区域は毎日)	最大 68地点 +重点区域
		野鳥監視ステージ3 (県内野鳥・家畜の感染確認時)	糞便・水検査(月2回)	

県内家きん農場への対応

- 1 鳥取県鳥インフルエンザマニュアルの改正
部局横断チームの新設、野鳥監視体制の強化
- 2 予備費を活用した県内養鶏場の一斉消毒
消石灰、消毒薬の配布 (4,000千円)
- 3 全78養鶏農場に対して注意喚起及びパンフレットによる
野生動物対策と飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導
→防鳥ネットの一部破損や手指消毒の不徹底が確認された
→直ちに、防鳥ネットの補修や手指消毒薬の設置を指導し**改善済**
シーズン中は農家が繰り返し確認し、家畜保健所が点検
- 4 発生に備えた初動防疫体制の再チェック
・発生時の動員計画と防疫対応を78農場ごとに作成済
→総合事務所単位での防疫演習を開催
(11/10東部地域振興事務所、11/17中部総合事務所、11/18西部総合事務所)
- 5 兵庫県の発生事例への協力
家畜防疫員(県獣医師職員)1名を現地へ派遣

野鳥への対応

☆鹿児島県出水市における環境水からの鳥インフルエンザウイルス検出により、県は「**野鳥監視ステージ2**」で野鳥等のサーベイランスを実施中

○糞便等調査

・今シーズンから鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、期間を通し、渡り鳥が多く集まる県内3カ所の湖沼で糞便及び環境水調査を実施(11/16～)

月	11	12	1	2	3	4	
日光地区							
東郷池	← 毎月実施 →						流行状況により検討
米子水鳥公園							

○渡り鳥が集まる県内河川、湖沼等の県内68カ所(東部31、中部8、西部29)の監視を実施中

野鳥及び愛玩鳥に関する情報提供

1 県民への情報提供等

- 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
 - ホームページ等で野鳥等との接し方や異常な野鳥等の通報体制についても周知徹底
- ※11/2～11/16 鳥インフルエンザ相談件数 9件(東部:2件、中部:2件、西部:5件)**



2 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

- 動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

対応窓口 (24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7247 (")
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3275 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (")
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 (")

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

13

県民の皆様へのメッセージ

■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

■迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。

14